



三重県公報

平成29年9月26日（火）

第 2941 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
664	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
665	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
666	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	2
667	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(同)	3
668	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
669	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	(同)	4
670	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産総務課)	4
671	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	4
672	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	5
673	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	5
674	同件	(同)	6
675	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	(道 路 管 理 課)	6
676	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下 水 道 課)	6
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農 地 調 整 課)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	同件	(同)	7
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(教 育 委 員 会)	8
お 知 ら せ			
	公立大学法人三重県立看護大学の平成28年度に係る財務諸表の公告	(医 務 国 保 課)	11
正 誤			
	平成29年7月11日付け三重県公報第2919号	(治 山 林 道 課)	31

告 示

三重県告示第 664 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
岩崎病院	津市一身田町 333 番地	医療法人 思源会	津市一身田町 333 番地	平成 29 年 9 月 1 日	訪問リハビリテーション
岩崎病院	津市一身田町 333 番地	医療法人 思源会	津市一身田町 333 番地	平成 29 年 9 月 1 日	居宅療養管理指導
コスモス薬局大門フェニックス店	津市大門 1 番 9 号	有限会社コスモス	津市丸之内養正町 16 番 16 号	平成 29 年 4 月 1 日	居宅療養管理指導
若葉さわやか苑	松阪市若葉町 77-7	社会福祉法人太陽の里	松阪市若葉町 80-5	平成 29 年 9 月 1 日	特定施設入居者生活介護
岩崎病院	津市一身田町 333 番地	医療法人 思源会	津市一身田町 333 番地	平成 29 年 9 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション
岩崎病院	津市一身田町 333 番地	医療法人 思源会	津市一身田町 333 番地	平成 29 年 9 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
コスモス薬局大門フェニックス店	津市大門 1 番 9 号	有限会社コスモス	津市丸之内養正町 16 番 16 号	平成 29 年 4 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 665 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
アサヒサンクリー ン在宅介護セ ンター四日市	アサヒサンクリー ン株式会社	訪問入浴介護	所在地	四日市市栄町 6 番 5 号	四日市市鶴の 森一丁目 12-13	平成 29 年 5 月 17 日
アサヒサンクリー ン在宅介護セ ンター四日市	アサヒサンクリー ン株式会社	介護予防訪問 入浴介護	所在地	四日市市栄町 6 番 5 号	四日市市鶴の 森一丁目 12-13	平成 29 年 5 月 17 日
キョーワ調剤薬 局生桑店	株式会社MIEK	居宅療養管理 指導	名称	キョーワ薬局生 桑店	キョーワ調剤 薬局生桑店	平成 29 年 8 月 1 日
キョーワ調剤薬 局西浦店	株式会社MIEK	居宅療養管理 指導	名称	キョーワ薬局西 浦店	キョーワ調剤 薬局西浦店	平成 29 年 8 月 1 日
キョーワ調剤薬 局西浦店	株式会社MIEK	介護予防居宅 療養管理指導	名称	キョーワ薬局西 浦店	キョーワ調剤 薬局西浦店	平成 29 年 8 月 1 日

三重県告示第 666 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の種類	廃 止 年 月 日
グループホーム錦	度会郡大紀町錦 177 番地	医療法人 社団 偕新会	度会郡大紀町錦 195 番地の 6	認知症対応型 共同生活介護	平成 29 年 7 月 31 日

三重県告示第 667 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービ ス）の種類
岩崎病院	津市一身田町 333 番地	医療法人 思源会	津市一身田町 333 番 地	平成 29 年 9 月 1 日	訪問リハビリ テーション
岩崎病院	津市一身田町 333 番地	医療法人 思源会	津市一身田町 333 番 地	平成 29 年 9 月 1 日	居宅療養管理 指導
コスモス薬局大 門フェニックス 店	津市大門 1 番 9 号	有限会社コスモス	津市丸之内養正町 16 番 16 号	平成 29 年 4 月 1 日	居宅療養管理 指導
若葉さわやか苑	松阪市若葉町 77-7	社会福祉法人太陽 の里	松阪市若葉町 80-5	平成 29 年 9 月 1 日	特定施設入居 者生活介護
岩崎病院	津市一身田町 333 番地	医療法人 思源会	津市一身田町 333 番 地	平成 29 年 9 月 1 日	介護予防訪問 リハビリテー ション
岩崎病院	津市一身田町 333 番地	医療法人 思源会	津市一身田町 333 番 地	平成 29 年 9 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
コスモス薬局大 門フェニックス 店	津市大門 1 番 9 号	有限会社コスモス	津市丸之内養正町 16 番 16 号	平成 29 年 4 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導

三重県告示第 668 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター四日市	アサヒサンクリ ーン株式会社	訪問入浴介護	所在地	四日市市栄町 6 番 5 号	四日市市鶴の森 一丁目 12-13	平成 29 年 5 月 17 日
アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター四日市	アサヒサンクリ ーン株式会社	介護予防訪問 入浴介護	所在地	四日市市栄町 6 番 5 号	四日市市鶴の森 一丁目 12-13	平成 29 年 5 月 17 日
キョーワ調剤薬 局生桑店	株式会社M I E K	居宅療養管理 指導	名称	キョーワ薬局生 桑店	キョーワ調剤薬 局生桑店	平成 29 年 8 月 1 日
キョーワ調剤薬 局西浦店	株式会社M I E K	居宅療養管理 指導	名称	キョーワ薬局西 浦店	キョーワ調剤薬 局西浦店	平成 29 年 8 月 1 日
キョーワ調剤薬 局西浦店	株式会社M I E K	介護予防居宅 療養管理指導	名称	キョーワ薬局西 浦店	キョーワ調剤薬 局西浦店	平成 29 年 8 月 1 日

三重県告示第 672 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SD 四日市日永店
四日市市日永一丁目 138 ほか
- 2 変更事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場①	2 箇所	縦覧による
駐車場②	3 箇所	縦覧による
合計	5 箇所	

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場①	3 箇所	縦覧による
駐車場②	3 箇所	縦覧による
合計	6 箇所	

- 3 変更年月日
平成 29 年 9 月 7 日
- 4 変更理由
駐車場の収容台数の増設に伴う配置計画の変更のため
- 5 届出の日
平成 29 年 9 月 6 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 29 年 9 月 26 日から平成 30 年 1 月 26 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 673 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ津北店
津市一身田上津部田 125 番地の 1

- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成29年9月26日から同年10月26日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 674 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成29年9月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SENO PARK 津 Bゾーン
津市白塚町字九門久 454 ほか 11 筆及び鎌田 3925-1 ほか 14 筆並びに津市栗真小川町字大門 534 ほか 3 筆及び字沢 432-1 ほか 14 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成29年9月26日から同年10月26日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 675 号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び第55条第1項の規定により、道路と準用河川波瀬川との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県県土整備部道路管理課及び三重県津建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成29年9月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の名称
県道 一志美杉線
- 2 兼用工作物の位置
津市一志町波瀬字須氏 7738-3 地先から同市一志町波瀬字須氏 7748-3 地先まで
- 3 管理の内容
兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- 4 管理の期間
平成29年9月6日から当該施設の存続する期間

三重県告示第 676 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年9月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 施行者の名称
伊勢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業
流域関連伊勢市公共下水道

3 事業施行期間

平成2年8月10日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成11年三重県告示第349号、平成11年三重県告示第481号、平成14年三重県告示第96号、平成14年三重県告示第671号、平成14年三重県告示第740号、平成16年三重県告示第87号、平成16年三重県告示第105号、平成16年三重県告示第560号、平成16年三重県告示第626号、平成17年三重県告示第513号、平成17年三重県告示第514号、平成17年三重県告示第609号、平成17年三重県告示第788号、平成19年三重県告示第213号、平成19年三重県告示第214号、平成21年三重県告示第102号、平成22年三重県告示第168号、平成23年三重県告示第195号、平成24年三重県告示第156号、平成24年三重県告示第721号、平成26年三重県告示第373号、平成28年三重県告示第742号の各事業地に二見町光の街字豆石山並びに朝熊町字馬起シ、字濱田、字備中谷、字東谷、字岩田、字昼河、字延命谷、字七郎田、字横枕、字西谷及び字鴨谷を加え、大湊町字禿松南新田並びに小俣町本町において事業地を変更する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮川左岸第一土地改良区（度会郡玉城町長更141番地）の定款の変更を認可しました。

平成29年9月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。

平成29年9月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成29年9月15日から平成30年2月9日まで

3 作業地域

松阪市小野町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

平成29年9月26日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業期間

平成29年9月25日から同年12月22日まで

3 作業地域

亀山市和田町、同市小下町、同市椿世町、同市本町一丁目、同市北鹿島町、同市東台町、同市北町、同市東町一丁目、同市東町二丁目、同市江ヶ室一丁目、同市江ヶ室二丁目、同市中屋敷町、同市羽若町、同市若山町、同市西町、同市市ヶ坂町、同市南崎町、同市亀田町、同市川合町、同市栄町、同市御幸町、同市東御幸町、同

市北山町及び同市東丸町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 8 月 11 日に終了した旨、独立行政法人水資源機構川上ダム建設所長から通知がありました。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級水準測量）
- 2 作業地域
伊賀市阿保、同市上野中町及び同市長田

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 9 月 7 日	名張市夏見字下川原 249 ほか 25 筆ほか	鈴鹿市南玉垣町 6507-2 株式会社リードテック 代表取締役 上野 直人
平成 29 年 9 月 8 日	名張市新田 1816 の一部ほか 6 筆	京都府京都市中京区丸太町通堀川東入丸太町 18 株式会社晃商 代表取締役社長 新井 義淳
平成 29 年 9 月 11 日	度会郡玉城町勝田字ウコジ 4019-4 の一部ほか 6 筆	度会郡玉城町佐田 241-2 有限会社板谷産業 代表取締役 板谷 一満
平成 29 年 9 月 14 日	三重郡菰野町大字菰野字東高原 3999 ほか 9 筆ほか	四日市市久保田 1 丁目 5-41 株式会社名泗コンサルタント 代表取締役 岡本 博人

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 9 月 26 日

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
県有スクールバス用大型バス（ノンステップ） 1 台
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期間
平成 30 年 3 月 12 日（月）から同月 30 日（金）まで
 - (4) 納入場所
三重県立松阪あゆみ特別支援学校（平成 30 年 4 月開校予定）
三重県松阪市久保町 1846-195（旧三重中京大学跡地）
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成29年10月17日（火）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 仕様・価格証明書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 遠藤
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成29年11月7日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成29年10月20日（金）17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成29年11月7日（火）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成29年11月7日（火）14時

なお、入札書は平成 29 年 10 月 30 日（月）から同年 11 月 7 日（火）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 県有スクールバス用大型バス（ノンステップ）購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 11 月 7 日（火）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、車両本体価格の 100 分の 108 に相当する金額とリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した額をもって、契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両本体価格の 100 分の 108 に相当する金額とリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金)、情報管理料金及び資金管理料金を加算した金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

long-sized low-floor bus without a step

Quantity 1 (MatusakaAyumi Special Needs School)

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, November 7, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, October 30, 2017 and 2:00 P.M. on Tuesday, November 7, 2017.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Tuesday, November 7, 2017.

(4) Managing Authority :

Special Needs Education Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2961

お 知 ら せ

公立大学法人三重県立看護大学の平成 28 年度に係る財務諸表について、次のとおり公立大学法人三重県立看護大学理事長菱沼典子から公告依頼がありました。

平成 29 年 9 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学の平成 28 年度に係る財務諸表を、次のとおり公告します。

平成 29 年 9 月 26 日

公立大学法人三重県立看護大学理事長 菱 沼 典 子

貸借対照表
(平成29年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

有形固定資産

土地 1,080,000,000

建物 2,811,140,750

減価償却累計額 △ 726,057,450 2,085,083,300

構築物 65,237,150

減価償却累計額 △ 37,572,320 27,664,830

工具器具備品 300,637,935

減価償却累計額 △ 158,440,793 142,197,142

図書 314,752,211

美術品・収蔵品 2,210,000

車両運搬具 4,817,756

減価償却累計額 △ 3,510,696 1,307,060

有形固定資産合計 3,653,214,543

無形固定資産

ソフトウェア 17,616,196

電話加入権 38,000

無形固定資産合計 17,654,196

投資その他の資産

敷金及び保証金 2,115,000

預託金 24,530

投資その他の資産合計 2,139,530

固定資産合計 3,673,008,269

II 流動資産

現金及び預金 148,313,168

未収学生納付金収入 247,900

たな卸資産 622,510

前払金 765,400

その他未収金 22,293,413

流動資産合計 172,242,391

資産合計 3,845,250,660

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等 145,494,830

資産見返補助金等 1

資産見返寄附金 4,732,291

資産見返物品受贈額 264,672,494 414,899,616

長期リース債務 59,549,618

固定負債合計 474,449,234

II 流動負債

運営費交付金債務 43,449,526

前受金 917,900

未払金 70,575,386

未払費用 6,266,177

未払消費税等 77,100

預り金 11,393,008

リース債務 33,159,470

流動負債合計 165,838,567

負債合計 640,287,801

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金

3,770,320,000

3,770,320,000

資本金合計

II 資本剰余金

資本剰余金

118,067,432

損益外減価償却累計額

△ 725,022,084

資本剰余金合計

△ 606,954,652

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金

3,421,342

教育研究の質の向上並びに組織運営

8,181,714

及び施設設備の改善積立金

当期未処分利益

29,994,455

(うち当期総利益 29,994,455)

利益剰余金合計

41,597,511

純資産合計

3,204,962,859

負債純資産合計

3,845,250,660

損益計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
業務費			
教育経費		128,254,963	
研究経費		48,930,385	
教育研究支援経費		152,585,237	
受託研究費		1,263,600	
受託事業費		6,110,124	
役員人件費			
常勤役員人件費	22,600,800		
非常勤役員人件費	<u>625,950</u>	23,226,750	
教員人件費			
常勤教員人件費	441,574,001		
非常勤教員人件費	5,129,560		
臨時教員人件費	<u>5,777,080</u>	452,480,641	
職員人件費			
常勤職員人件費	114,012,518		
非常勤職員人件費	1,650,450		
臨時職員人件費	<u>19,845,329</u>	<u>135,508,297</u>	948,359,997
一般管理費			89,243,409
財務費用			
支払利息		<u>122,931</u>	<u>122,931</u>
経常費用合計			<u>1,037,726,337</u>
経常収益			
運営費交付金収益		688,511,183	
授業料収益		221,871,589	
入学金収益		30,852,200	
検定料収益		12,788,600	
公開講座講習料収益		1,014,040	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体以外からの受託研究等収益	<u>1,263,600</u>	1,263,600	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	<u>6,110,124</u>	6,110,124	
補助金等収益		4,459,547	
寄附金収益		1,307,885	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	26,011,645		
資産見返寄附金戻入	1,063,453		
資産見返物品受贈額戻入	<u>59,534,823</u>	86,609,921	
施設費収益			1,515,000
財務収益			
受取利息	<u>15,682</u>	15,682	
雑益			
財産貸付料収入	1,752,589		
手数料収入	242,727		
科学研究費補助金等間接経費収益	5,220,459		
その他雑益	<u>4,185,646</u>	<u>11,401,421</u>	
経常収益合計			<u>1,067,720,792</u>
経常利益			<u>29,994,455</u>
当期純利益			<u>29,994,455</u>
当期総利益			<u>29,994,455</u>

キャッシュ・フロー計算書
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 223,540,516
人件費支出	△ 609,096,618
その他の業務支出	△ 80,779,908
運営費交付金収入	722,742,000
授業料収入	228,887,550
入学金収入	30,852,200
検定料収入	12,788,600
公開講座講習料収入	1,014,040
受託研究等収入	1,263,600
受託事業等収入	27,182,438
補助金収入	5,182,210
施設費収入	1,515,000
預り金収支	△ 3,197,847
その他の収入	11,455,823
小計	126,268,572
業務活動によるキャッシュ・フロー	126,268,572
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 30,000,000
定期預金の払戻による収入	30,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 28,049,532
無形固定資産の取得による支出	△ 5,572,800
施設費による収入	3,481,920
投資その他の資産の増加による支出	△ 345,000
小計	△ 30,485,412
利息及び配当金の受取額	15,682
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,469,730
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 33,117,867
小計	△ 33,117,867
利息の支払額	△ 126,129
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 33,243,996
IV 資金増加額	62,554,846
V 資金期首残高	85,758,322
VI 資金期末残高	148,313,168

利益の処分に関する書類

(単位:円)

I 当期未処分利益			
当期総利益	29,994,455		29,994,455
II 利益処分類			
積立金		0	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けようとする額			
教育研究の質の向上並びに組織運営及び 施設設備の改善積立金	<u>29,994,455</u>	<u>29,994,455</u>	<u>29,994,455</u>

行政サービス実施コスト計算書
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:円)

I	業務費用			
	(1) 損益計算書上の費用			
	業務費	948,359,997		
	一般管理費	89,243,409		
	財務費用	122,931	1,037,726,337	
	(2) (控除)自己収入等			
	授業料収益	△ 221,871,589		
	入学料収益	△ 30,852,200		
	検定料収益	△ 12,788,600		
	公開講座講習料収益	△ 1,014,040		
	受託研究等収益	△ 1,263,600		
	受託事業等収益	△ 6,110,124		
	寄附金収益	△ 1,307,885		
	財務収益	△ 15,682		
	資産見返運営費交付金等戻入(授業料相当分)	△ 13,033,851		
	資産見返寄附金戻入	△ 1,063,453		
	雑益	△ 6,180,962	△ 295,501,986	
	業務費用合計			742,224,351
II	損益外減価償却相当額			78,220,241
III	引当外賞与増加見積額			△ 2,623,337
IV	引当外退職給付増加見積額			4,848,191
V	機会費用			
	地方公共団体出資の機会費用			2,021,097
VI	行政サービス実施コスト			<u>824,690,543</u>

重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金及び特定の事業に充当される運営費交付金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、設立団体から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建 物	3年～47年
構 築 物	3年～33年
工具器具備品	2年～ 8年

ただし、リース資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法によっています。

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金による財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第 86 第 2 項に基づき計算された当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した金額を計上しています。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金による財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は、計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第 87 第 4 項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品：最終仕入原価法による原価法

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10 年利付国債の平成 29 年 3 月末利回りを参考に 0.065% で計算しています。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

注記

1 貸借対照表関係

- (1) 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 33,375,827 円
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金見積額 116,373,628 円
(三重県からの派遣職員に対する退職給付の見積額については、上記金額から除いています。)

2 キャッシュ・フロー計算書関係

- (1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金	148,313,168 円
うち定期預金	0 円
<u>資金期末残高</u>	<u>148,313,168 円</u>

- (2) 重要な非資金取引

現物寄付による固定資産の取得

工具・器具備品	1,035,720 円
<u>図書</u>	<u>188,724 円</u>
<u>合計</u>	<u>1,224,444 円</u>

3 行政サービス実施コスト計算書関係

- (1) 引当外退職給付増加見積額の中には、三重県からの派遣職員に係る 590,057 円が含まれています。

- (2) 機会費用の内訳

機会費用はすべて設立団体に係るものです。

4 重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは下記のとおりです。

(単位：円)

契約名称	契約相手方	契約金額	翌期以降支払金額	
			一年以内	一年超
三重県立看護大学清掃維持管理業務委託	丸ノ内ビル管理株式会社	117,292,800	39,336,000	39,336,000
三重県立看護大学設備保守管理業務委託	津総合設備	102,653,064	34,426,260	34,426,260
三重県立看護大学警備業務委託	イセットMP株式会社	23,911,200	7,970,400	11,955,600
合 計		243,857,064	81,732,660	85,717,860

5 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については、預金で運用しています。

(2) 金融商品の時価に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、下記のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価	差額
(1) 現金及び預金	148,313,168	148,313,168	—
(2) リース債務	(92,709,088)	(92,859,996)	(150,908)
(3) 未払金	(70,575,386)	(70,575,386)	—

(*1) 負債は () で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) リース債務

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法により算定しています。

(3) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

6 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記は省略しています。

7 重要な後発事象

該当する事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額		当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	2,785,943,810	14,359,680	-	2,800,303,490	723,712,667	77,571,557	-	-	-	2,076,590,823	
	工具器具備品	3,049,542	2,786,400	-	5,835,942	1,309,417	648,684	-	-	-	4,526,525	
	計	2,788,993,352	17,146,080	-	2,806,139,432	725,022,084	78,220,241	-	-	-	2,081,117,348	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	10,837,260	-	-	10,837,260	2,344,783	606,787	-	-	-	8,492,477	
	構築物	65,237,150	-	-	65,237,150	37,572,320	2,989,898	-	-	-	27,664,830	
	工具器具備品	283,752,513	11,049,480	-	294,801,993	157,131,376	50,662,261	-	-	-	137,670,617	
	図書	364,104,280	8,638,455	57,990,524	314,752,211	-	-	-	-	-	314,752,211	
	車両運搬具	4,817,756	-	-	4,817,756	3,510,696	624,917	-	-	-	1,307,060	
	計	728,748,959	19,687,935	57,990,524	690,446,370	200,559,175	54,883,863	-	-	-	489,887,195	
非償却資産	土地	1,080,000,000	-	-	1,080,000,000	-	-	-	-	-	1,080,000,000	
	美術品・收藏品	2,210,000	-	-	2,210,000	-	-	-	-	-	2,210,000	
	計	1,082,210,000	-	-	1,082,210,000	-	-	-	-	-	1,082,210,000	
有形固定資産 合計	土地	1,080,000,000	-	-	1,080,000,000	-	-	-	-	-	1,080,000,000	
	建物	2,796,781,070	14,359,680	-	2,811,140,750	726,057,450	78,178,344	-	-	-	2,085,083,300	
	構築物	65,237,150	-	-	65,237,150	37,572,320	2,989,898	-	-	-	27,664,830	
	工具器具備品	286,802,055	13,835,880	-	300,637,935	158,440,793	51,310,945	-	-	-	142,197,142	
	図書	364,104,280	8,638,455	57,990,524	314,752,211	-	-	-	-	-	314,752,211	
	美術品・收藏品	2,210,000	-	-	2,210,000	-	-	-	-	-	2,210,000	
	車両運搬具	4,817,756	-	-	4,817,756	3,510,696	624,917	-	-	-	1,307,060	
	計	4,599,952,311	36,834,015	57,990,524	4,578,795,802	925,581,259	133,104,104	-	-	-	3,653,214,543	
無形固定資産	ソフトウェア	51,501,462	-	-	51,501,462	33,885,266	6,885,129	-	-	-	17,616,196	
	電話加入権	38,000	-	-	38,000	-	-	-	-	-	38,000	
	計	51,539,462	-	-	51,539,462	33,885,266	6,885,129	-	-	-	17,654,196	
投資その他の資産	敷金及び保証金	1,890,000	345,000	120,000	2,115,000	-	-	-	-	-	2,115,000	
	預託金	24,530	-	-	24,530	-	-	-	-	-	24,530	
	計	1,914,530	345,000	120,000	2,139,530	-	-	-	-	-	2,139,530	

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
切手	555,945	604,887	-	555,945	-	604,887	
プリペイド カード	26,498	17,623	-	26,498	-	17,623	
合 計	582,443	622,510	-	582,443	-	622,510	

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません

(6) 引当金の明細

該当事項はありません

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資 本 金	地方公共団体 出 資 金	3,770,320,000	-	-	3,770,320,000	
	計	3,770,320,000	-	-	3,770,320,000	
資本剰余金	地方公共団体 からの譲与	2,248,000	-	-	2,248,000	
	施 設 費	14,150,920	17,146,080	-	31,297,000	増加は建物附属設 備等の購入による
	目 的 積 立 金	84,522,432	-	-	84,522,432	
	計	100,921,352	17,146,080	-	118,067,432	
	損益外減価償却 累 計 額	△ 646,801,843	△ 78,220,241	-	△ 725,022,084	
	差 引 計	△ 545,880,491	△ 61,074,161	-	△ 606,954,652	

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10)‑1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
前中期目標期間繰越積立金	3,421,342	-	-	3,421,342	
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設整備の改善積立金	-	8,181,714	-	8,181,714	
計	3,421,342	8,181,714	-	11,603,056	

(注) 当期増加額は、平成27年度の利益処分によるものです。

(10)‑2 目的積立金取崩の明細

該当事項はありません

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11)‑1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付 金 収 益	資 産 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金	小 計	
平成27年度	18,340,389	-	8,967,228	-	-	8,967,228	9,373,161
平成28年度	-	722,742,000	679,543,955	9,121,680	-	688,665,635	34,076,365
合 計	18,340,389	722,742,000	688,511,183	9,121,680	-	697,632,863	43,449,526

(11)‑2 運営費交付金収益

(単位:円)

区分	平成27年度交付分	平成28年度交付分	合 計
期間進行基準	-	679,543,955	679,543,955
費用進行基準	8,967,228	-	8,967,228
計	8,967,228	679,543,955	688,511,183

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12)‑1 施設費の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	当期振替額			摘要
		資本剰余金	建設仮勘定 見返施設費	収益計上	
三重県立看護大学施設整備費補助金	17,146,080	17,146,080	-	-	
平成28年度広域搬送拠点臨時医療施設整備補助金	1,515,000	-	-	1,515,000	
計	18,661,080	17,146,080	-	1,515,000	

(12)‑2 補助金等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	預り補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金	4,417,547	-	-	-	-	4,417,547	
留学生借り上げ宿舍支援事業	42,000	-	-	-	-	42,000	
計	4,459,547	-	-	-	-	4,459,547	

(13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	17,216,698	2	1,840,500	1
	非常勤	625,950	4	-	-
	計	17,842,648	6	1,840,500	1
教職員	常勤	457,099,888	64	7,126,728	8
	非常勤	29,312,855	26	-	-
	計	486,412,743	90	7,126,728	8
合計	常勤	474,316,586	66	8,967,228	9
	非常勤	29,938,805	30	-	-
	計	504,255,391	96	8,967,228	9

(注1) 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要

(1) 役員報酬

役員に対する報酬については、「公立大学法人三重県立看護大学役員報酬規程」に基づいています。

(2) 退職手当

役員に対する退職手当については、「公立大学法人三重県立看護大学役員退職手当規程」に基づいています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

(1) 教職員給与

教職員に対する給与については、「公立大学法人三重県立看護大学職員給与規程」、「公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則」及び「公立大学法人三重県立看護大学契約職員就業規則」に基づいています。また、非常勤の教職員には、年間を通じて勤務を委嘱した職員を含んでいます。

(2) 退職手当

教職員に対する退職手当については、「公立大学法人三重県立看護大学職員退職手当規程」に基づき支給しています。

(注3) 支給人員は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平均支給人員数によっています。また、退職給付には総支給人員を記載しています。

(注4) 上記金額には、法定福利費及び受託事業費に含まれる人件費は含まれていません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略します。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費			
消耗品費		8,530,901	
備品費		3,470,148	
印刷製本費		3,797,633	
水道光熱費		12,708,236	
旅費交通費		5,696,027	
通信運搬費		441,075	
賃借料		7,163,960	
保守費		78,732	
修繕費		11,857,536	
損害保険料		20,100	
諸会費		10,000	
報酬・委託・手数料		61,197,594	
奨学費		3,348,750	
減価償却費		9,934,271	128,254,963
研究経費			
消耗品費		9,521,635	
備品費		2,288,475	
印刷製本費		301,732	
水道光熱費		2,483,275	
旅費交通費		7,965,984	
通信運搬費		186,763	
賃借料		505,838	
修繕費		1,668,755	
諸会費		2,140,223	
報酬・委託・手数料		16,486,980	
減価償却費		5,380,725	48,930,385
教育研究支援経費			
消耗品費		9,651,846	
備品費		522,744	
水道光熱費		1,495,614	
旅費交通費		125,570	
通信運搬費		2,012,093	
賃借料		72,451	
保守費		437,400	
修繕費		120,564	
諸会費		120,500	
報酬・委託・手数料		45,177,011	
減価償却費		34,858,920	
図書除却費		57,990,524	152,585,237
受託研究費			1,263,600
受託事業費			6,110,124
役員人件費			
常勤役員人件費			
報酬	12,297,000		
賞与	4,755,637		
退職給付費用	1,840,500		
法定福利費	3,543,602		
通勤手当	164,061	22,600,800	
非常勤役員人件費			
報酬	540,000		
通勤手当	85,950	625,950	23,226,750

教員人件費			
常勤教員人件費			
給料	230,248,982		
賞与	92,047,975		
退職給付費用	6,964,961		
法定福利費	75,631,906		
通勤手当	6,667,993		
その他手当	30,012,184	441,574,001	
非常勤教員人件費			
給料	4,054,600		
通勤手当	1,074,960	5,129,560	
臨時教員人件費			
給料	4,685,452		
法定福利費	588,058		
通勤手当	503,570	5,777,080	452,480,641
職員人件費			
常勤職員人件費			
給料	57,222,363		
賞与	24,170,566		
退職給付費用	161,767		
法定福利費	15,727,997		
通勤手当	1,502,575		
その他手当	15,227,250	114,012,518	
非常勤職員人件費			
給料	1,633,800		
通勤手当	16,650	1,650,450	
臨時職員人件費			
給料	16,638,063		
法定福利費	2,501,506		
通勤手当	705,760	19,845,329	135,508,297
一般管理費			
消耗品費		4,593,448	
備品費		1,515,888	
印刷製本費		676,026	
水道光熱費		3,213,720	
旅費交通費		3,010,163	
通信運搬費		2,098,233	
賃借料		12,857,834	
車両燃料費		150,617	
保守費		4,184,461	
修繕費		10,445,598	
損害保険料		566,050	
広告宣伝費		398,000	
諸会費		1,232,888	
会議費		15,030	
報酬・委託・手数料		32,146,834	
研修費		30,000	
租税公課		513,543	
減価償却費		11,595,076	89,243,409

(16) 寄附金の明細

(単位:円)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
大 学	2,497,764	84	※1
合 計	2,497,764	84	

※1 すべて現物による寄附で、その内訳は「工具器具備品:1,035,720円(2件)」、「図書:188,724円(80件)」、「備品費:275,400円(1件)」及び「消耗品費:997,920円(1件)」です。

(17) 受託研究の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
大 学	-	291,600	291,600	-
合 計	-	291,600	291,600	-

(18) 共同研究の明細

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
大 学	-	972,000	972,000	-
合 計	-	972,000	972,000	-

(19) 受託事業の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
大 学	-	6,110,124	6,110,124	-
合 計	-	6,110,124	6,110,124	-

(20) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入額	件 数	摘 要
若手研究(B)	(6,300,000) 1,649,499	8	
基盤研究(B)	(1,990,000) 480,000	1	
基盤研究(C)	(8,985,000) 1,935,000	8	
挑戦的萌芽研究	(2,000,000) 345,960	2	
研究活動(スタート)支援	(1,300,000) 390,000	2	
基盤研究(B) 分担	(550,000) 165,000	2	
基盤研究(C) 分担	(600,000) 180,000	6	
挑戦的萌芽研究 分担	(250,000) 75,000	2	
合 計	(21,975,000) 5,220,459	31	

(注) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しております。他大学の研究分担者に送金する分担金相当額は除き、当大学に帰属する研究分担者が受領する分担金相当額は含んでおります。

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現 金	72,926
普通預金	148,240,242
計	148,313,168

② 資産見返運営費交付金等

(単位:円)

区 分	金 額
資産見返運営費交付金	45,214,173
資産見返授業料	100,280,657
計	145,494,830

③ 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
構築物	21,208,615
工具器具備品	8
図 書	243,463,870
車両運搬具	1
合 計	264,672,494

(注) 上記は全て設立時の無償譲与により取得したものです。

④ 未払金

(単位:円)

区 分	金 額
人件費	8,278,880
物件費	19,968,594
一般管理費	10,674,041
固定資産	24,065,467
その他	7,588,404
計	70,575,386

正 誤

平成 29 年 7 月 11 日付け三重県公報第 2919 号に登載しました、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
8	下から 10	松阪市（次の図に示す部分に限る。）	松阪市・多気郡大台町（以上 1 市 1 町について次の図に示す部分に限る。）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
